



# 長野県報

3月22日(木)  
平成19年  
(2007年)  
第1848号

## 目 次

### 条 例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（消防課）	7
災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例（危機管理防災課）	7
長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（情報政策課）	8
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	9
政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（情報公開・法務課）	9
長野県情報公開条例の一部を改正する条例（情報公開・法務課）	10
長野県市町村合併審議会条例（市町村課）	10
知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例（行政改革推進課）	10
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革推進課）	10
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（行政改革推進課）	12
資金積立基金条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	13
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（医療政策課）	13
貸付金免除条例の一部を改正する条例（医療政策課）	17
長野県立病院条例の一部を改正する条例（県立病院課）	18
保健所条例の一部を改正する等の条例（健康づくり支援課）	18
技術専門校条例の一部を改正する条例（雇用・人材育成課）	18
長野県農業大学校条例の一部を改正する条例（農業技術課）	19
長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例（農業技術課）	19
長野県林業大学校条例の一部を改正する条例（林業振興課）	19
長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路課）	19
県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例（経営企画課）	20
長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（高校教育課）	20
長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（特別支援教育課）	20
特別支援学校設置条例（特別支援教育課）	21
長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（警務課）	22
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）	22
長野県留置施設視察委員会条例（監察課）	22
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（生活安全企画課）	22
特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	25
政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	25
長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（議事課）	26

### 規 則

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則（危機管理防災課）	26
技術専門校管理規則の一部を改正する規則（雇用・人材育成課）	26
長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（農業技術課）	27
長野県議会会議規則の一部を改正する規則（議事課）	27
長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則（総務課）	27

## 告 示

長野県医師研究資金貸与規程（医療政策課）	28
結核予防法に基づく医療を担当する機関の指定（健康づくり支援課）	36
結核予防法に基づく指定医療機関の指定辞退（健康づくり支援課）	36
解除予定保安林（2件）（森林整備課）	36
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路課）	37
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（3件）（道路課）	37
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	38
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	38
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	38
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	39
長野県収入証紙壳りさばき人の指定（会計課）	39

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（N P O活動推進課）	40
特定調達契約に係る落札者の決定（情報政策課）	40
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農地整備課）	40
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	40
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）	40
宅地建物取引業法に基づく免許の取消し（建築管理課）	41
土地改良事業の工事の完了（5件）（農地整備課）	41
平成19年度長野県警察官採用試験（A）及び長野県警察官採用試験（B）の実施（人事委員会事務局）	42
長野県短期大学教員採用選考（3件）（教育総務課）	46

## 本号で公布された条例のあらまし

## ◇ 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（条例第1号）

1 消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等を応援することにより、円滑な消防団の活動を確保するため、これらの法人等の事業税を次のとおり軽減することとしました。

## (1) 税目

法人事業税及び個人事業税

## (2) 対象

## ア 事業者

資本金1千万円以下の中小法人又は個人で、次に掲げる要件をすべて満たすものとして知事の認定を受けた事業者

(7) 県内において事務所又は事業所（知事が定めるものに限る。）を有し、かつ、当該事務所及び事業所のすべてが消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に規定する消防団の活動に協力していると認められる基準として知事が定めるものに該当すること。

(イ) 消防団員を2人以上雇用していること。

(ウ) 県内のすべての事務所又は事業所において、消防団員である労働者が消防団の活動を行うことを理由として、昇進、賃金、労働時間その他の処遇について当該事務所又は事業所の他の労働者との均衡を失すことのないよう適切な配慮を加える旨の規定が整備されていること。

## イ 事業税

(7) 法人 平成19年4月1日から平成21年3月31日までの期間内に開始する事業年度に係る事業税及びその翌年度に係る事業税

(イ) 個人 平成20年度分又は平成21年度分の事業税及びその翌年度分の事業税

## (3) 軽減額

税額の2分の1（10万円を限度）

2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

---

## ◇ 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 災害救助法施行令の一部改正に伴い、障害補償の支給基準について見直しを行なうほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

---

## ◇ 長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（条例第3号）

1 県の機関等に係る申請、届出その他の手続等について電子申請等が可能となるよう、必要な事項を定めることとしました。

2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

---

## ◇ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 職員の勤務時間の見直しにより、休息時間を廃止することとしました。

2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

---

## ◇ 政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、知事の資産等報告書及び資産等補充報告書の記載事項について、次のように改正するほか、所要の改正を行いました。

(1) 郵便貯金の廃止に伴い、郵便貯金を削りました。

(2) 金銭信託が有価証券とされることに伴い、金銭信託を削りました。

2 この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（1の(2)については、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行します。

---

## ◇ 長野県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 郵政民営化法の施行により、日本郵政公社が廃止され、同公社の役員及び職員が国家公務員としての身分を失うことに伴い、規定の整備を行いました。

2 この条例は、郵政民営化法の施行の日から施行します。

---

◇ 長野県市町村合併審議会条例（条例第7号）

- 1 市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、市町村合併審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

◇ 知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 県内の自然や文化等豊富な観光資源を有効に活用することにより、観光産業の振興を図り、すそ野の広い観光施策を明確かつ総合的に推進するため、観光部を設置することとしました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 市町村へ権限移譲を進めるため、農地法の規定に基づく2ヘクタール以下の農地転用許可等に関する事務を移譲するほか、喫緊の課題である有害鳥獣被害に対して速やかに対応できるよう規定を整備するほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（条例第10号）

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の改正等を行いました。

- (1) 長野県職員定数条例
- (2) 長野県県税条例
- (3) 特別職の職員等の給与に関する条例
- (4) 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例
- (5) 長野県地方警察職員定数条例
- (6) 長野県警察職員の給与に関する条例
- (7) 長野県中小企業振興審議会条例
- (8) 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例
- (9) 長野県地方薬事審議会条例
- (10) 財産に関する条例
- (11) 長野県特別職報酬等審議会条例
- (12) 副出納長の設置に関する条例

- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 障害者自立支援対策臨時特例交付金を受け入れ、障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図るため長野県障害者自立支援対策臨時特例基金を設置しました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 諸経費の増大等に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日（一部の規定は、建築物の安全性の確保を図るために建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行します。
- 

◇ 貸付金免除条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 県立木曽病院の助産師の確保を図るため、県立木曽病院において助産師の業務に従事することを条件として修学資金の貸付けを受けた者の償還債務の免除規定を追加するほか、所要の改正を行いました。
  - 2 県内医療機関の医師の確保を図るため、長野県医師研究資金を創設することに伴い、県内医療機関において医師の業務に従事した者の償還債務の免除規定を定めることとしました。
  - 3 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県立病院条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 県内自治体病院との均衡を考慮して、分べん料の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

◇ 保健所条例の一部を改正する等の条例（条例第15号）

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正等に伴い、次に掲げる条例について所要の改正等を行いました。
    - (1) 保健所条例
    - (2) 感染症診査協議会条例
    - (3) 結核診査協議会条例
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 技術専門校条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 県立の高等学校の授業料の額の改定に合わせ、技術専門校の授業料の年額を118,800円（改正前：115,200円）に改定することとしました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県農業大学校条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 県立の高等学校の授業料の額の改定に合わせ、農業大学校の授業料の年額を118,800円（改正前：115,200円）に改定するほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 民間検査業者において分析可能なかんがい水、土壤及び肥料の理化学試験を廃止するとともに、諸経費の増大に伴う手数料の改定に伴い木材理化学試験の手数料の上限額を改定するほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県林業大学校条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 県立の高等学校の授業料の額の改定に合わせ、林業大学校の授業料の年額を118,800円（改正前：115,200円）に改定することとしました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 道路法施行令の一部改正により、道路の占用の許可対象に自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具が加えられたことに伴い、その道路の占用に係る占用料の額を定めるほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 県営水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 松塩水道用水受給協定に基づく供給単価の見直しの結果、1立方メートル当たりの供給単価を改定することとしました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 地方財政計画の算定の基礎とされている額及び他の都道府県との均衡等を考慮し、高等学校の授業料及び受講料の額を改定することとしました。
  - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。
- 

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 学校教育法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の改正を行いました。
  - (1) 長野県学校職員の給与に関する条例
  - (2) 長野県証明事務手数料徴収条例
  - (3) 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例
  - (4) 資金積立基金条例
  - (5) 長野県建築基準条例
  - (6) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例

2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

◇ 特別支援学校設置条例（条例第24号）

1 学校教育法の一部改正により、盲学校、ろう学校及び養護学校が特別支援学校とされることに伴い、これらの学校を複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校として設置するとともに、盲学校設置条例、ろう学校設置条例及び養護学校設置条例を廃止することとしました。

2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。

2 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 警察法施行令の一部改正により基準となる定員が変更されることに伴い、警察官の定数を3,381人（改正前：3,349人）に改定するほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

◇ 長野県留置施設観察委員会条例（条例第27号）

1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴い、留置施設観察委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。

2 この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

1 道路交通法の一部改正及び探偵業の業務の適正化に関する法律の制定に伴い、手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、平成19年6月2日（一部の規定は、同年6月1日）から施行します。

◇ 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 県の財政状況等を勘案して、平成19年3月31までの議会議員の報酬の特例（減額）期間を引き続き1年間延長し平成20年3月31日までとするための所要の改正を行いました。

2 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

◇ 政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、議会議員の資産等報告書及び資産等補充報告書の記載事項について、次のように改正するほか、所要の改正を行いました。

(1) 郵便貯金の廃止に伴い、郵便貯金を削りました。

(2) 金銭信託が有価証券とされることに伴い、金銭信託を削りました。

2 この条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（1の(2)については、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行します。

◇ 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 地方自治法の一部改正に伴い、閉会中における委員会の委員の選任に関する規定を整備するほか、所要の改正を行いました。

2 知事の事務部局の組織に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。

3 この条例は、公布の日（2については、平成19年4月1日）から施行します。